kk　項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ll　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

mm　項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

oo　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp　この面におけるロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

（第二面）

（単位：百万円）

ＣＲ１：資産の信用の質

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額（イ＋ロ－ハ）
		デフォルトしたエクスポージャー	非デフォルトエクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計（１＋２＋３）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）				
	合計				
8	合計（４＋７）				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　項番１「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

b　項番２「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。

c　項番３「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。